

# 【アメニティークラブ規約】

## 【第1章 総則】

### 第1条 (適用関係)

- この会員規約は、株式会社ジェイエーアメニティーハウス(以下「当社」といいます。)が運営するアメニティークラブ(以下「本サービス」といいます。)の提供および利用規約に関して適用されます。
- 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます。)を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。
- 会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先されます。
- 本規約は会員の承諾、または会員への事前通知をすることなく、変更することがあります。

### 第2条 (定義)

- 「会員」とは、この会員規約に同意の上、当社所定の加入申込手続を行い、当社がこれを承諾した方をいいます。なお、当社の承諾は郵送で会員番号を通知する方式により行います。
- 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住戸として加入申込時に指定した住戸をいいます。
- 「法人契約」とは、法人(社宅代行会社含む)がサービス対象物件を社宅等として使用することを目的として法人名義で当社と契約し、その法人の役員、従業員その他の使用人がサービス対象物件に入居する場合があります。この場合、会員はその法人とし、本サービスの提供を受けることができるのは、その法人が加入申し込み時に指定した入居者(以下「入居者」といいます。)とします。また、加入時に指定した入居者が変わる場合は、当社指定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。但し、法人契約の場合であっても本サービスの申し込みを入居者本人が行った場合、会員はその入居者となります。
- 「同居人」とは、会員がサービス対象物件において同居人として契約書に記載のある方をいいます。
- 「利用者」とは個人である会員、法人契約における入居者、およびそれらの同居人を合わせたものをいいます。

### 第3条 (本サービスの利用)

- 会員および同居人(法人契約における入居者およびその同居人も含みます。以下本項同じ)は、この会員規約の定めるところに従い、第2章、第3章、第4章のサービスを利用することができます。ただし、この会員規約または諸規定に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 会員は、同居人の利用に際して、同居人にこの会員規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。
- 本サービスは、サービス対象物件が当社管理の場合、かつ利用者が居住中の場合のみご利用頂けます。

### 第4条 (会員番号)

- 当社は、会員1名につき1つの会員番号(ID・パス)を発行します。
- 会員番号の発行には、賃貸借契約開始日から40~70日程度かかります。
- 会員番号はサービス対象物件に郵送されます。
- 本サービスを利用する場合には、会員番号または個人が特定できる情報を窓口に通達することが必要になります。

### 第5条 (会費)

- 本サービスの会費はシングル2年間18,500円(税別)、ファミリー2年間24,500円(税別)とし、当社が指定する口座へ支払うものとします。なお、支払いにかかる手数料は会員が負担するものとします。
- 支払われた会費は、当社が申込を承諾しなかった場合等を除き、原則返還いたしません。

### 第6条 (有効期間)

- 本サービスの有効期間は、会員がサービス対象物件を契約開始した日から2年間とします。但し、会員がサービス対象物件以外の物件に居住した場合は、または貸主並びに管理会社変更により、当社の管理業務が終了した場合は有効期間も終了するものとします。
- 既に入居している住戸をサービスの対象物件として加入申込をした場合の有効期間は、賃貸借契約の更新日満了日とします。

### 第7条 (更新)

- 会員は、サービス対象物件に継続して居住する場合、賃貸借契約の更新をもって本サービスの更新に同意したものとします。
- 会員は、有効期間満了日までに第5条に定める会費を所定の方法で支払うことにより、本サービスの有効期間を2年間更新することができます(本サービスには火災保険の補償サービスが含まれるため、更新の都度申込書の提出を頂きます。)

### 第8条 (登録情報の変更)

- 会員は、当社に届け出た連絡先や同居人等の情報(以下「登録情報」とい)に変更があった場合には、当社指定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。
- 個人である会員の名義変更については、以下の条件をいずれも満たした場合のみ登録事項の変更として取り扱います。その他の場合本契約は終了し、新たに会員になることとする方と当社との間で新規の契約を締結するものとします。
  - 会員と同居中の2親等以内の親族間の名義変更であること。
  - サービス対象物件が同一であること。
- 法人契約においてサービス対象物件の入居者が変わる場合は、当該法人会員は、当社指定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。
- 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより会員が不利益を被ったとしても、当社はいかなる場合も責任を負いません。

### 第9条 (退会・会員資格の取消し、喪失)

- 会員が退会をするには、サービス対象物件から退去をした場合に限り退会になります。

- 2.会員が以下項目のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。
  - ①加入申込時に虚偽の申告をした場合
  - ②会費の支払いが滞った場合
  - ③本規約または諸規定の定め違反した場合
  - ④不要な問合せや悪質なたずら等本サービスの業務に支障をきたした場合
  - ⑤総会屋、暴力団及びそれらの構成員またはこれらに準ずるもの(以下「暴力団等反社会的勢力」といいます。)である、もしくは暴力団等反社会的勢力に協力・関与していることが判明した場合
  - ⑥その他、当社が会員又は利用者として不適切とみなした場合

### 第10条 (情報の取り扱い)

- 1.当社は、本サービスの申込みまたは利用等を通じて当社が知り得た会員等の個人情報(以下「会員等の個人情報」といいます。)については、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 2.会員は、会員等の個人情報を当社が指定した次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
  - ①会員または同居人より依頼を受けた各種サービスを当該会員または同居人に対して提供するため
  - ②本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
  - ③本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
  - ④本サービスの利用状況や会員に属性等に応じた新サービスを開発するため
  - ⑤関連サービスや商品の情報を提供するため
- 3.当社は、本サービスの提供に関する業務を第三者に委託をする場合があります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることになり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
- 4.前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員等の個人情報を 第三者に開示・提供することがあります。
  - ①個人または公共の安全を守るために緊急の必要があるとき
  - ②裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が財産とされたとき
  - ③当社の権利または財産を保護するために必要不可欠である場合
  - ④当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じたとき

### 第11条 (免責)

当社は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、会員に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。

### 第12条 (合意管轄裁判所)

本契約に関して紛争が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 【第2章 アメニティークラブ住まいのサービス】

### 第13条 (住み替え特典)

会員が当社管理物件へ住み替えを希望する場合、当社がその入居を承諾し、且つ当社指定のJAグループ仲介店舗で契約締結したときに限り、以下の特典を受けることができます。但し、本特典を利用するには、当該店舗従業員に住み替え特典利用希望をお申し出頂く必要があります。お申し出がないまま成約になった場合には、本特典を受けることができませんので予めご了承下さい。

#### 【主なサービス内容】

- ①仲介手数料無料
  - ②賃料1ヵ月分無料(但し住替住戸で他の優遇キャンペーンがある場合には有利な方を適用)
  - ③礼金がある物件は礼金半額
  - ④鍵交換代無料
- ※利用可能JAグループ仲介店舗はJAホームネット(www.ja-home.net)をご確認下さい。

### 第14条 (友人紹介サービス)

会員が、知人友人を紹介し当社管理物件に入居した場合、当社から10,000円相当の商品券等を会員へ進呈します。この特典を利用する場合は成約前に当社へ連絡することが必要になります。

### 第15条 (夜間・休日時の受付・現場対応サービス)

- 1.会員は、夜間や休日等当社の営業時間外でも住まいに関するトラブルについて、専用ダイヤルを利用して以下の受付、現場対応サービスを受けることができます。本サービスは、当社が提携する株式会社アクセス24コールセンターが提供するサービスになります。

#### 【受付サービス】

- ①建物室内設備等の不具合、苦情、依頼要望
  - ②建物共用部の不具合、苦情、依頼要望
  - ③火災、事件、事故など緊急事態に関するもの
  - ④生活騒音・迷惑駐車・生活マナー苦情に関するもの
  - ⑤鍵紛失に関するもの
  - ⑥その他の要望事項
- ※空室確認や管理会社社員への取次などは対象外となります。
- 【現場対応サービス】(状況に応じ修理手配)
- ①被害拡大(階下漏水)の恐れがある水漏れ、排水詰りのとき
  - ②鍵開閉不具合による入室または退室が出来ないとき(鍵紛失は除く)
  - ③窓ガラス破損により安全上ガラス交換または一次対応が必要なとき
- ※注1 上記①~③以外の要請は、現場対応サービスの対象外となります。
- ※注2 夜間、休日における現場で行う対応業務は、現場確認・貼り紙・写真撮影・立会・可能な範囲の仮復旧までとし、問題の完全なる解決を図るものではありません。

- 2.受付サービスにおける会員の利用料負担はありません。但し、緊急対応等現場業務において部品交換や作業等の費用が発生した場合、会員の故意・過失に該当する範囲は会員が実費負担するものとします。

## 【第3章 優待サービス】

### 第16条 (内容)

会員は、アメニティークラブホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、育児施設などを優待価格で利用することができるサービスです。

### 第17条 (会員優待サービスの利用)

- 1.優待サービスは、当社提携の株式会社ベネフィット・ワンが提供する会員限定優待サービスです。会員は優待サービスの利用に際しアメニティークラブ専用ホームページに記載された会員規約をよく読み、同意した上で利用できるものとします。
- 2.会員は、本サービスのサービス開始日から40~50日前後でお手元に届く「アメニティークラブ会員登録のご案内」に記載されたログインIDおよび初期パスワードで、アメニティークラブ専用ホームページにログインすることで、または「アメニティークラブ会員登録のご案内」に記載された優待サービス専用ダイヤルに電話することで会員優待サービスを利用することが出来ます。

### 第18条 (利用期間)

優待サービスは本サービスに付帯する会員優待サービスです。よって優待サービスの利用可能期間は、第6条および第7条と同様の条件が適用されるものとします。

### 第19条 (変更・休止等)

優待サービスは、会員の承諾、または会員への事前通知をすることなく、任意に会員優待サービスまたは一部を変更すること、または休止することがあります。

## 【第4章 火災保険の補償サービスについて】

### 第20条

- 1.当社は、保険会社(損害保険ジャパン株式会社)の間で、会員もしくは入居者を被保険者とする借家人賠償保険が付帯された火災保険(以下「本保険」といいます。)を締結し、被保険者に対して、本保険による補償サービスを提供するものとします。会員は、第5条第1項に定める会費の中から、本保険の保険料相当額を負担するものとします。
- 2.当社は、被保険者に対し、本保険の補償サービスの内容を記載したパンフレット等を提供します。
- 3.本保険の補償サービスは、第6条および第7条に定める有効期間に限り提供されるものとし、有効期間の終了とともに、本保険の補償サービスも終了するものとします。

火災保険申込書の控えをもってアメニティークラブ加入申込書の控えといたします。

※クラブサービスの詳細は、パンフレットも併せてご確認ください。

## 優待サービスに関する お申込み・お問い合わせ専用ダイヤル

■カスタマーセンター(お申込み窓口)  
**0800-9192-919**

■サポートデスク(利用方法などの問い合わせ窓口)  
**0800-9192-022**

**受付時間** 10:00~18:00  
年中無休(年末年始除く)

## 保険に関するお問い合わせ

事故が起こった場合は、  
下記窓口までご連絡ください。

■事故サポートセンター(24時間365日受付)  
**0120-727-110**

- ※ おかけ間違いにご注意ください。
- ※ お電話をいただく際には、証券番号と契約者名ジェイエーアメニティーハウスとお伝えください。

### 【お問い合わせ】

建物管理・事務局：株式会社ジェイエーアメニティーハウス  
優待サービス：株式会社ベネフィット・ワン  
火災保険サービス：損害保険ジャパン株式会社